

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第三号の規定に基づき観光庁長官が定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業のために運航される船舶が、同号に規定する営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の港を出港した後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限る。）の区域。ただし、これらの市町村の区域が、ともに本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本島をいう。）に存するときは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限る。

イ 双方の市町村の区域が同一都道府県の区域内又は隣接する都道府県の区域内に存し、かつ、いずれかの市町村の区域が半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域に存すること。

ロ 双方の市町村の区域が次に掲げるもののいずれかに該当すること。

- (1) 愛媛県松山市及び山口県大島郡周防大島町
- (2) 愛媛県松山市及び山口県柳井市
- (3) 愛媛県西宇和郡伊方町及び大分県大分市
- (4) 愛媛県八幡浜市及び大分県別府市
- (5) 愛媛県八幡浜市及び大分県臼杵市

- (6) 高知県宿毛市及び大分県佐伯市
- (7) 山口県周南市及び大分県国東市
- (8) 福岡県大牟田市及び長崎県島原市
- (9) 長崎県雲仙市及び熊本県玉名郡長洲町
- (10) 長崎県島原市及び熊本県熊本市
- (11) 長崎県南島原市及び熊本県天草市
- (12) 長崎県長崎市及び熊本県天草郡苓北町

二 地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」という。）の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域を除く。）。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には限る。

イ 旅行の発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が自らの営業所の存する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の区域内のみにあること。

ロ 旅行の発地が自らの営業所の存する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること。